

川内村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 2,802	千円 10,540,657	千円 282,595	千円 518,317	% 4.9	% 9.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・ 勤勉手当	計 B		
24年度	人 52	千円 182,221	千円 33,034	千円 67,441	千円 282,696	千円 5,436	千円 5,466

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

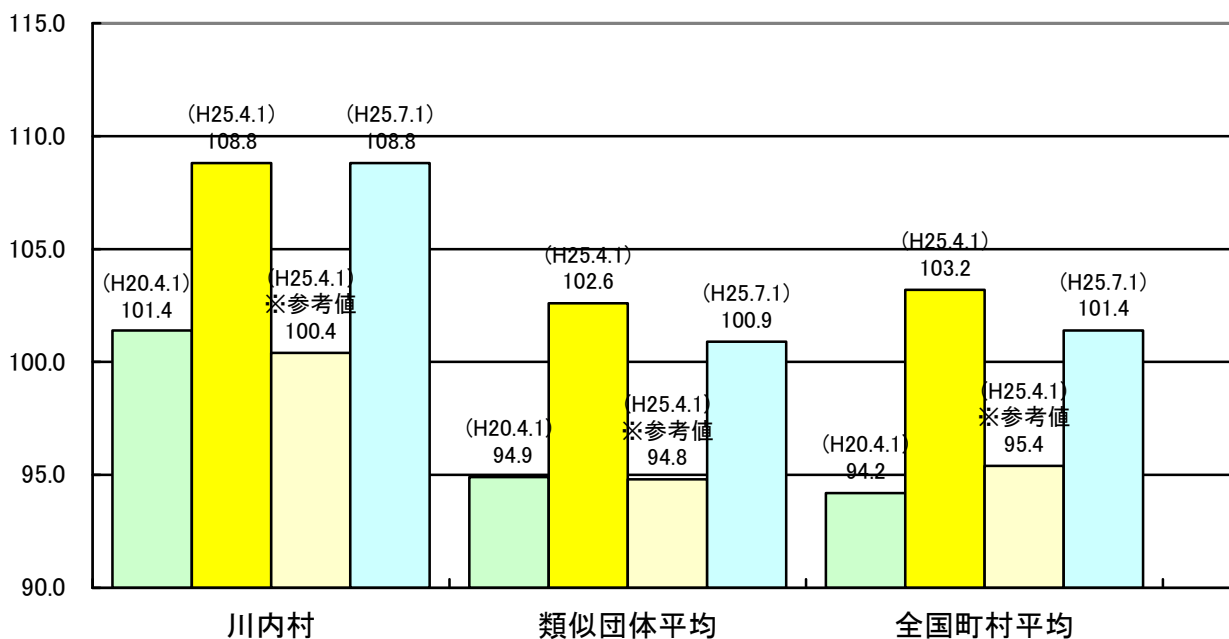
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施しなかった	本村は原発事故の被災自治体であり、震災以降復旧復興業務が膨大化する中で職務にあたっている職員のモチベーションが給与減額により低下する危惧もあり、減額を見送った。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) ラスパイレス指数：平成25年4月1日 108.8 (国の給与減額がなかった場合の参考値 100.4) (手当) 通勤手当50%カット	

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
25年度	円 382,390	円 382,330	60 円 (0.02 %)	% 0	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)		
25年度	月 3.91	月 3.90	月 0.01	月 0	月 3.90	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均 年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川内村	41.9歳	321,900 円	359,217 円	347,101 円
福島県	43.2歳	338,309 円	419,988 円	367,674 円
国	43.1歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
類似団体	41.9歳	306,972 円	345,188 円	336,473 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等をおを除いたもの）で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25 年 4 月 1 日現在）

区 分		川内村	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	163,984 (172,200) 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	133,418 (140,100) 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25 年 4 月 1 日現在）

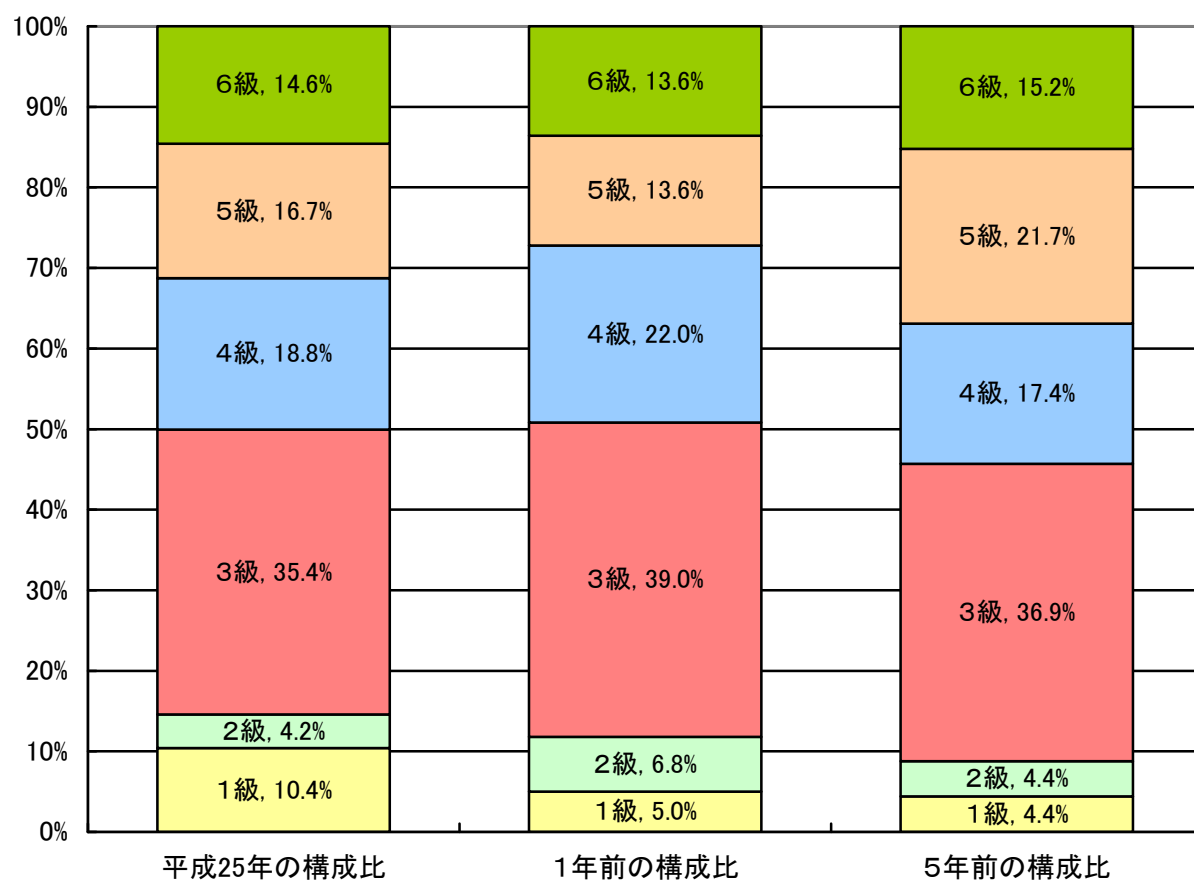
区 分		経験年数10年	経験年数14年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	240,300 円	307,300 円	365,400 円
	高校卒			301,333 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・保育士・准看護師	5 人	10.4 %	137,900 円	247,900 円
2 級	副主査・保育士・保健師・看護師	2 人	4.2 %	188,900 円	313,700 円
3 級	主査・保育士・保健師・看護師	17 人	35.4 %	226,700 円	361,500 円
4 級	主任主査・主任保健師・主任看護師・主任保育士	9 人	18.8 %	266,400 円	406,800 円
5 級	主幹	8 人	16.7 %	294,300 円	420,900 円
6 級	参事・課長	7 人	14.6 %	326,200 円	448,400 円

- (注) 1 川内村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給前直近の勤務評価期間（1 年間）に係る勤務成績に応じ、良好である職員には 4 号給（55 歳を超える職員は 2 号給）とすることを標準として決定しています（平成 25 年 4 月 1 日現在）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川内村	福島県	国
1人当たり平均支給額（24年度） 12,297 千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,638 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 (—) 月分 (—) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合。(川内村には該当者おりません)

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6ヶ月間の勤務状況（休職、育児休業等の取得、中途採用等）を反映させ支給割合を決定しています

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

川内村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
勤続25年以上の定年前勸奨退職者の退職年齢に応じ 退職日の給料月額に2～20%を加算			定年前早期退職特別措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額(24)	834 千円	該当なし			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	0 %
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	防疫作業時従事したとき	0 円	日額 500 円
行旅死病人取扱業務に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	[1]行旅病人を扱った場合 [2]行旅死体を処理した場合	0 円	[1]1 件 1,000 円 [2]1 件 10,000 円
死犬等の処理に従事する処理に従事する職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	死犬等の処理に従事したとき	0 円	1 件 500 円
東日本大震災に係る災害応急作業等手当	左記業務のため立ち入りした職員	警戒区域内に立ち入りし業務に従事したとき	0 円	日額 2,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24 年度決算)	7,692 千円	支給実績 (23 年度決算)	5,113 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	175 千円	職員 1 人当たり平均支給年額 (23 年度決算)	94 千円

(6) その他の手当 (25 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者：13,000 円 等	同じ	—	8,969 千円	258,000 円
住居手当	借家等に居住している職員（月額 9,500 円を超える家賃を支払っている者に限る）上限額：27,000 円	一部異なる	支払家賃 9,500 円以上を対象	0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通遊具を使用することを常例とする職員に支給 交通機関：55,000 円以下は運賃相当額 自動車等：通勤距離に応じた額	一部異なる	支給額	4,408 千円	91,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定する職にある職員に支給 職員の級及び職の区分に応じた額	一部異なる	支給額	2,414 千円	345,600 円
宿日直手当	宿直または日直勤務に従事した場合に支給。 日額：4,200 円	一部異なる	支給額	34 千円	4,200 円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。6 時間まで 6,000 円	一部異なる	支給額	54 千円	54,000 円

5 特別職の報酬等の状況（25 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	527,200 円 (703,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額
			787,000 円 / 495,000 円
	副 村 長	421,500 円 (562,000 円)	647,000 円 / 421,000 円
報 酬	議 長	243,000 円 (270,000 円)	310,000 円 / 171,000 円
	副 議 長	208,000 円 (232,000 円)	251,000 円 / 119,000 円
	議 員	196,200 円 (218,000 円)	230,000 円 / 100,000 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(24年度支給割合) 2.90 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.90 月分	
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式)	(1 期 の 手 当 額) (支 給 時 期)
		給料月数×在職年数×0.48	12,146,688 円 任期ごと
		給料月数×在職年数×0.29	5,867,280 円 任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

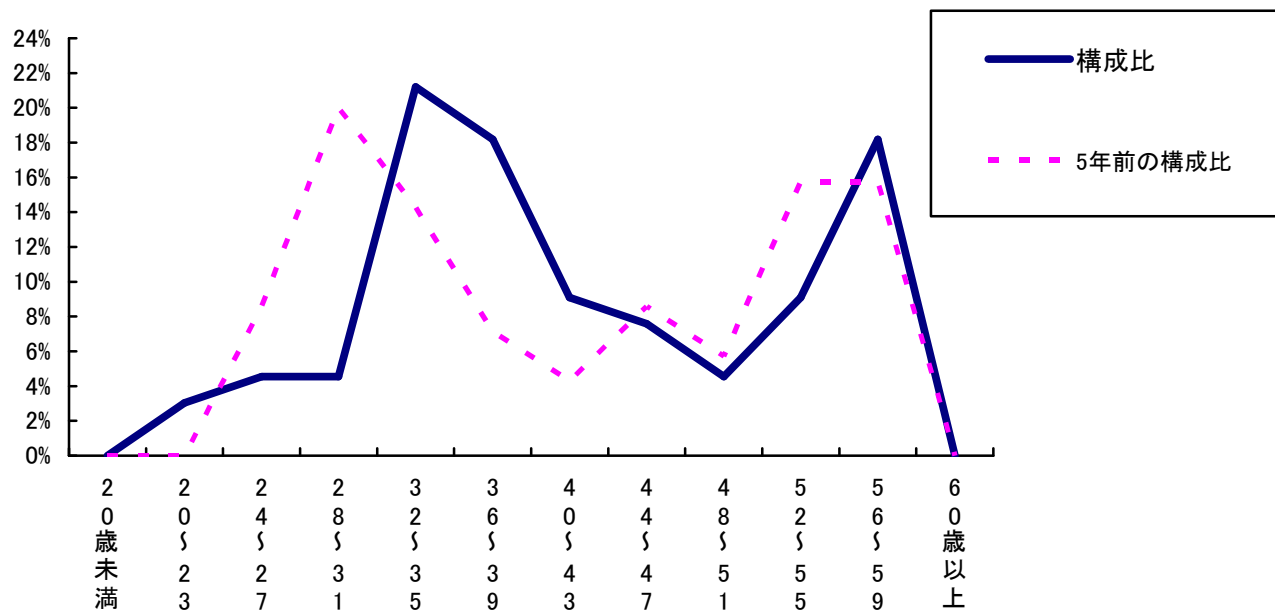
(各年4月1日現在)

部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 24 年	平成 25 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	人事異動に伴う事務分担変更のため
		総務	20	20	0	
		税務	4	4	0	
		民生	5	5	0	
		衛生	6	6	0	
		農水	7	6	-1	
		商工	2	2	0	
		土木	3	4	1	
		計	48	48	0	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 171.30 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 169.79 人)
	教育部門		9	9	0	
消防部門		0	0	0		
小 計		9	9	0	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 32.11 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 204.38 人)	
公営企業等 会計部門	国保診療所		5	6	1	産休・育休取得職員がいたため
	そ の 他		4	4	0	
	小 計		9	10	1	
合 計			66 [70]	67 [70]	1 [0]	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 239.11 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	3人	3人	14人	12人	6人	5人	3人	6人	12人	0人	66人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	過去 5 年間の増減数（率）
一般行政	52	49	48	47	48	48	-4（-7.6％）
教育	8	11	10	10	9	9	1（12.5％）
普通会計計	60	60	58	57	57	57	-3（-5.0％）
公営企業等会計計	10	11	13	10	9	10	0（0.0％）
総合計	70	71	71	67	66	67	-3（-4.3％）

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。